茅野市地球温暖化対策実行計画

（区域施策編）改定支援委託業務

共同企業体協定書

当共同企業体の構成員は、信義を重んじ、相互信頼と協調の精神をもって、誠実に業務の円滑な遂行と完成を期することを確認して、本協定を締結する。

茅野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援委託業務共同企業体　協定書

（目的）

第１条　当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1)　茅野市発注に係る茅野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援委託業務（以下、「改定支援業務」という。）

（名称）

第２条　当共同企業体は、○○茅野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援委託業務共同企業体（以下「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当共同企業体は、事務所を○○市○○番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当共同企業体は、令和　年　月　日に成立し、改定支援業務の委託契約の履行後12ヶ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。ただし、前期間の経過後は、構成員の同意を得てこれを解散することができる。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

１．○○県○○市○○町○○番地　　　　　　　○○株式会社

２．○○県○○市○○町○○番地　　　　　　　○○株式会社

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当共同企業体の代表者は、改定支援業務に関し、代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、委託者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務報酬（部分代金を含む）の請求、受領及び当共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資比率は、次のとおりとする。

○○株式会社　○○％

○○株式会社　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当共同企業体は、構成員全員をもつて運営委員会を設け、組織及び改定支援業務の基本に関する事項、資金管理方法、下請け業者の決定その他の当共同企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、改定支援業務の完成に当るものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は改定支援業務の履行及び下請契約その他の業務の実施に伴い当共同企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当共同企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当共同企業体は、改定支援業務完了に当たり当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資比率により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資比率により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（業務途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、委託者及び構成員全員の承認がなければ、当共同企業体の改定支援業務を完了する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して改定支援業務を履行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資比率は、脱退した構成員が脱退前に有していた出資比率を、残存構成員が有している出資比率により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた比率とする。

４　決算の結果利益を生じた場合には、第13条の規定にかかわらず、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

５　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に第14条の規定により、負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

（構成員の除名）

第16条の２　当共同企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び委託者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第17条の２　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び委託者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　第５条の構成員○者は、上記のとおり○○茅野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）改定支援委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　年　月　日

　　　　　　　　　　　共同企業体代表者　　社　　名　　○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名　　○ ○ ○ ○　印

住　　所　　○○県○○市○○町○○番地

　　　　　　　　　　　　　　構　成　員　　社　　名　　○○株式会社

　　代表者名　　代表　○ ○ ○ ○　　印

住　　所　　○○県○○市○○町○○番地